

厚岸町規則第14号

厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年厚岸町条例第17号）第13条第1項に規定する利用者負担額のうち、教育標準時間認定における利用者負担額について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「教育標準時間認定」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項の規定による認定であって、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(利用者負担額)

第3条 厚岸町特定教育・保育施設に係る教育標準時間認定における利用者負担額は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

利用者負担金額表

階層 区分	定義	利用者負担額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
B	市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む。）	3,000円
C 1	市町村民税所得割課税額77,100円以下	16,100円
C 2	市町村民税所得割課税額77,101円以上211,200円以下	20,500円
C 3	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円

備考

- 1 この表における「所得割課税額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、その額を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 2 教育標準時間認定を受けた子どもの属する世帯の階層が、B階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、前項の規定にかかわらず、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、教育標準時間認定を受けた子どもの属する世帯の階層がC 1階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額から1,000円を減額する。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯
 - (2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 生活保護法による要保護者に準ずる程度に困窮していると町長が認めた世帯

- 3 この表において生計を一にする世帯に小学校3年生以下の子どもが2人以上いる場合、これらの者のうち教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額は、当該子どもが第2子のときは半額とし、第3子以降のときは無料とする。